

## 事後審査型条件付一般競争入札 入札説明書（物品・役務）

事後審査型条件付一般競争入札については、関係法令および業務ごとの公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 競争参加資格

競争参加希望者は、本公告の日において次に掲げる要件をすべて満たすこと。

#### （1）登録業種および部門ならびに順位

ア 「業種」とは、日野町札参加有資格者名簿（物品・役務）（本公告の日において最新のものの。以下「名簿」という。）に登録されている業種であり、本公告に定める業種にて名簿に登録された営業所であること。

イ 「部門」とは、名簿に登録されている部門であり、本公告で定める場合には、該当する部門での登録を満たすこと。

#### （2）地域要件

本公告で定める場合には、公告の日において、該当する地域に名簿に登録された営業所を有すること。なお、公告において県内業者と記載がある場合は「滋賀県内に主たる営業所を有する者」、また県外業者と記載がある場合は「滋賀県外に主たる営業所を有する者」を指す。

#### （3）配置予定技術者等の要件

本公告で定める場合には、当該要件を満たすこと。またこの要件を定め、要件を満たすことを証する資料を求めた場合は、入札執行者が指示する方法で提出すること。

#### （4）参加する者に必要なその他の要件

本公告で定める場合には、当該要件を満たすこと。またこの要件を定め、要件を満たすことを証する資料を求めた場合は、該当する資料を入札執行者に公告に定める方法で提出すること。

#### （5）入札に参加しようとする者の間に資本関係または人的関係がないこと。

#### （6）その他の要件

ア 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ)破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ)会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ)銀行取引停止処分がなされている者

イ 次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア)役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から町との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(イ)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ)役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ)役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

(オ)役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

ウ 提出資料等の提出期限の日から落札決定の日までの期間に日野町建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けていないこと。

## 2 仕様書の閲覧および配布

(1) 図面および特記仕様書等（以下「仕様書等」という。）は、特別な場合を除き、日野町ホームページ（以下「ホームページ」という。）で閲覧および取得するものとする。

(2) 仕様書等の配布期限は、公告に定める場所および期間において閲覧に供するので、競争参加希望者は、入札を行う前に必ず確認すること。

(3) 配布された仕様書等については、当該業務の見積りの用に供するものとし、取扱いには十分注意し、他の目的には使用しないこと。

## 3 公告および仕様書等に対する質問および回答

### (1) 質問方法

公告および仕様書等に対する質問がある場合は、書面により提出すること。なお、当該書面は、仕様書等で定める提出方法により提出すること。

郵送、ファクシミリまたは電子メールにより提出する場合は、提出先に到達したことを確認することとし、電子メールにより添付するファイル形式は、特に指定のない場合は PDF 形式とすること。

### (2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、入札書受付期間の開始までに行い、ホームページにおいて閲覧に供するので、競争参加希望者は、入札を行う前に必ず質問に対する回答を確認すること。質問に対する回答に伴い公告および設計図書等を変更する場合は注意すること。

## 4 入札書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、入札書を作成し、入札執行者が指定した日時までに日野町総務課財政担当に郵送または持参しなければならない。なお、郵送方法については簡易書留とすること。簡易書留以外で送付された入札は無効とする。

入札書は「(業務の名称) 入札書在中」と朱書きで記載し、事業者名および代表者名を記載した封筒に入札書を封緘（糊付け、封印）したうえで、二重封筒（内封筒および外封筒）にて郵送すること。ただし、直接持参する場合は、郵送する場合の外封筒を省略することができる。

入札書に記載する入札日は、入札書受付期間内の日付を記入することとし、受付期間外の日付を記載した場合、入札は無効とする。

## 5 競争参加資格確認申請書の提出

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「落札候補者」という。）には開札後、落札候補者のみに入札参加資格を確認するための資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。
- (2) 落札候補者が同価により2人以上ある場合は、当該落札候補者全員に資料の提出を求めるものとし、当該資料の審査の結果、落札候補者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 資料の提出は、電子メール、ファクシミリ、郵送または持参により提出することができる。

## 6 入札手続き

入札については、公告に定めるほか、日野町財務規則、日野町郵便入札実施要領、日野町建設工事等入札執行要領および日野町事後審査型条件付一般競争入札実施要領により執行する。

### (1) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回までとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは1回に限り延長することができる。

- (2) この入札は事後審査方式のため、予定価格の範囲内で最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、後日落札決定する。

- (3) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

- (4) 入札金額は、消費税および地方消費税を除いた金額とし、当該金額の消費税および地方消費税相当額を加算した金額をもって落札決定額とする。

### (5) 開札

開札は、公告に定める日時場所において、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて、開札を行うものとする。また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、くじ引きを実施し、落札者を決定する。入札執行者は、入札参加者からあらかじめ提出された3桁の番号（くじ番号）を基礎としてくじ引きを行う。なお、紙入札により入札書を提出した者であって、くじ番号を記載しなかった者のくじ番号は、「000」を選択したものとする。

### (6) 予定価格超過による再入札の取り扱い

ア 予定価格超過のため落札決定しない場合には再入札を行う。再入札の該当者には再入札通知書を書面により通知する。なお、この通知は仮に再入札への参加を認めるものであり、正式な競争参加資格の確認は、再入札の開札後に落札候補者についてのみ行う。

イ 再入札の日程は再入札通知書に記載する。

ウ 失格または無効となった者は再入札に参加することはできない。

(7) 入札書を提出後、当該入札案件に配置予定をしていた技術者を配置できなくなった場合で、開札日時 of 30 分前までに入札執行者に辞退届を書面で提出したときは、当該入札を辞退することができる。

#### (8) 競争参加資格の確認

ア 競争参加資格の確認は、落札候補者についてのみ行うが、確認の結果、競争参加資格がないと認められる場合は、その者を無効とし、以後入札価格の低い順に審査を行う。

イ 審査の結果、入札参加資格を満たしている者が確認できた場合は、当該落札候補者を落札者と決定し、落札者が決定したときは、既に審査を受けた者を除き、他の入札参加者の資料は求めないものとする。

ウ 落札候補者が期限内に資料を提出しない場合は、当該落札候補者を失格とする。

エ 競争参加資格がないと認められた者は、町長に対して、書面（様式は自由）によりその理由を求めることができる。なお、当該書面は、公告で定める提出期間、提出場所に持参し提出すること。なお、この説明要求に対する回答は、公告で定める日までに行う。

#### (9) 落札者の決定方法

日野町財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 入札において、事故が起きた場合または談合その他の不正な行為がある等、公平・公正な入札の執行を行うことができないと認めた場合は、入札を中止または延期するときがある。

(11) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときまたは指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を締結しないものとする。

### 7 入札結果の公表

当該業務の落札決定をしたときは、その旨を落札者に速やかに通知するとともに、入札結果をホームページに掲載するものとする。

### 8 異議の申立て

入札参加者は、入札後において、規則、図面、仕様書、契約書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 9 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札に参加するために必要な資格がない者が入札した場合

イ 同一業務委託について複数の入札書を提出した場合

ウ 確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札書の金額、入札者の記名、押印その他入札要件の記載が確認できない場合

オ 入札書記載の金額を加除訂正した場合

カ 入札書記載の金額以外を加除訂正した場合における当該箇所に訂正印がない場合

キ その他入札に関する条件に違反した場合

10 入札・契約手続の取り止め

入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、入札を中止し、または落札決定を取り消すことがある。

11 その他

- (1) この入札に係る入札者は、日野町入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者（本店から営業所等に委任している場合は、営業所等の受任者）とする。
- (2) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令の定めに抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札参加等の確認に必要な提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、日野町建設工事等入札参加停止及び指名停止基準の規定により指名停止措置を行うものとする。

以上